

飲料水検査

13
項目

Information

飲料用井戸水は、水道法やビル管理法の規制を受けません。そのため、設置者は安全な飲料水を確保するため、井戸の管理と水質検査を適正に行うことが重要です。

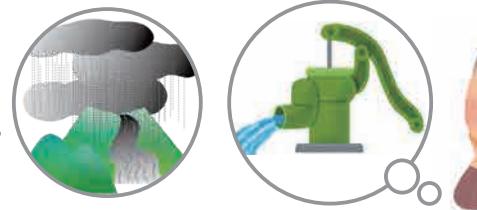
その水、安心して飲めますか？

飲料用井戸水は、水道法やビル管理法の規制を受けません。

そのため、設置者は安全な飲料水を確保するため、井戸の管理と水質検査を適正に行うことが重要です。

こんなときのご利用ください

- 自宅の井戸水が飲用可能か知りたい。
- 営業許可更新のため、井戸水を検査したい。
- 飲食店を開業するので、井戸水を検査したい。
- 貯水槽清掃後の水質検査をしたい。
- 地震災害や大雨、周辺工事により、水源に影響がないか調べたい。など



検査項目（13項目）

- 一般細菌
- 大腸菌
- 亜硝酸態窒素
- 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 鉄及びその化合物
- 塩化物イオン
- カルシウム・マグネシウム等（硬度）
- 有機物（全有機炭素：TOC）
- pH値
- 味
- 臭気
- 色度
- 濁度



検査料金

7,000円（税込）

※2020年4月より適用

※上記以外の項目については、別途料金がかかります。

検査の流れ

1 お問い合わせ

まずは、お気軽にお電話ください。
その際、ご要望やご希望納期など、詳しくお伝えください。詳細につきましては、弊社担当より打合せさせていただきます。



2 採水



3 検査・分析

経験と実績のある専門の検査技師が、採水サンプルを検査・分析します。



500mL
ポリ容器

細菌検査用
容器

4 ご報告

検査報告書を郵送でお届けします。
(検査所要日数：5営業日)



厚生労働省（食品衛生法）・環境省（水道法）登録検査機関

 **CRC** 食品環境衛生研究所

〒813-0062 福岡市東区松島5-7-6

TEL 092-623-2211 FAX 092-623-2212

佐賀営業所 〒840-0023 佐賀市本庄町袋131-16 TEL 0952-27-0831
長崎営業所 〒852-8002 長崎市弁天町1-21 TEL 095-864-7027
諫早営業所 〒859-0405 諫早市多良見町中里129-9 TEL 0957-28-5031
鹿児島営業所 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-2 TEL 099-253-2867

CRC食品 

食品関連検査

食品微生物検査・商品抜取り検査・保存試験・栄養成分分析・味覚分析・
食物アレルゲン検査・食品添加物検査・残留農薬検査・異物検査など

衛生関連検査

衛生調査・腸内細菌検査・施設関連の微生物検査・ノロウイルス検査・
ノロウイルスふきとり検査など

水質関連検査

飲料水検査・ビル管理法水質検査・水道法20条検査・プール水検査・
浴槽水検査・濃度計量証明（下水・排水・河川など）・ゴルフ場農薬検査

環境関連検査

ばい煙測定・ダイオキシン類測定・室内空気環境測定・温泉分析・
作業環境測定（ホルムアルデヒド・エチレンオキシド・有機溶剤）など



表.水質基準項目(13項目)の基準値と解説

水質基準項目	基準値	解説
一般細菌	100個/mL以下	<ul style="list-style-type: none"> 一般細菌の多くは雑菌で人体に対して無害の菌も多数あるが、有害な菌が混入する可能性がある。 し尿、河川、地下水、土壌、食品、空気中にまで広く存在する。 一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅する。家庭では煮沸して飲む。
大腸菌	検出されないこと	<ul style="list-style-type: none"> 糞便性の病原菌を含む汚水などによって汚染されている疑いを示す指標である。 大腸菌は人や動物の腸内に存在しているものであり、糞便で汚染されている可能性がある。
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<ul style="list-style-type: none"> 窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水などに由来する。
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L以下	<ul style="list-style-type: none"> 窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水などに由来する。 周辺に田畠が存在していると汚染がみられやすい。
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<ul style="list-style-type: none"> 自然水に多く含まれ、鉱山排水、工場排水などによる混入、あるいは鉄製の水道配管に由来することもある。 基準値を超えるようになると着色(赤水)、金気臭味を生じる。
塩化物イオン	200mg/L以下	<ul style="list-style-type: none"> 基準値を超えるようになると、塩味を感じる。 常に自然水中に含まれており、海岸地帯では海水の浸透によるところが大きい。 また、下水、家庭排水、工場排水およびし尿の混入による増加もある。 急激に増加する場合は汚染を疑う。
カルシウム・ マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	<ul style="list-style-type: none"> 主として地質によるものであるが、海水、工場排水、下水などの混入によることがある。 水道においては、モルタルランニング管、施設のコンクリート構造物あるいは水の石灰処理によって増加することがある。
有機物 (全有機炭素:TOC)	3mg/L以下	<ul style="list-style-type: none"> 水中の有機物を構成する炭素の量(汚れの指標)。 土壤に由来する場合や、水道水源にし尿、下水または工場排水が混入した場合に増加する。
pH値	5.8以上8.6以下	<ul style="list-style-type: none"> 水の酸性、アルカリ性を表す。 pH値は他からの影響がない限り安定しているため、汚染などによる水質変化の指標となる。
味	異常でないこと	<ul style="list-style-type: none"> 給水栓では送・配・給水管の内面塗装剤などに由来して異味を及ぼすことがある。 一般的な不適合事例は、海水の混入(塩味)、給水管からの鉄、銅、亜鉛の溶出(金属味・渋味)などである。
臭気	異常でないこと	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な不適合事例は、藻類や放線菌などの生物に起因する臭気(かび臭・藻臭・魚臭など)、有機化合物の汚染などに起因する臭気(薬品臭・油様臭)、配・給水施設に起因する臭気(金気臭・新管臭)、などである。
色度	5度以下	<ul style="list-style-type: none"> 原因としては鉄、マンガン、銅、亜鉛などの金属や有機物に由来することが多い。 水道水では老朽管による赤水などがある。
濁度	2度以下	<ul style="list-style-type: none"> 水の濁りの程度を示すもので、濁りの原因としては配管のさび、生活排水、し尿、土砂の混入による汚染も考えられる。

検便検査のご案内

食品取り扱い従事者における細菌性食中毒の感染予防と、二次感染および感染発生の予防の一環として、検便検査による保菌の有無を調べます。安全で衛生的な食品を消費者へ提供するために、定期的な検便検査は不可欠です。



◆腸内細菌検査

大量調理施設衛生管理マニュアルにおいて、月1回以上、腸内細菌検査の実施が義務づけられています。

主な検査：赤痢、サルモネラ、腸管出血性大腸菌、チフス(パラチフス含む)など

◆ノロウイルス検査

大量調理施設衛生管理マニュアルにおいて、10月から3月の間に月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めることとしています。



対象者

- 食品製造業(飲食店、レストラン、スーパーなど)
- 大学などの学園祭(バザー出店など)
- 学校給食調理場、給食センター、保育園などの給食調理従事者
- 建築物飲料水貯水槽清掃業者
- 水道事業者、取水場、浄水場、配水池業務従事者
- その他食品に携わるすべての従業員

〈検査の詳細は、お気軽に担当営業または、お電話にてお問い合わせください。〉